平成２４年（フ）第６５号
北海道北見市美山町59番地51
債務者　後藤　裕輔
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
青森県十和田市西十二番町10番10号　西十二番荘３号
債務者　加藤安津子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第８４号
青森県三沢市大字三沢字庭構121番地１号
債務者　川原　　明
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４２０号
埼玉県草加市吉町５丁目９番44号　レモンハイツ202号、旧住所埼玉県草加市弁天１丁目31番１―403号
債務者　吉村　修二
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
埼玉県越谷市宮本町２丁目243番地２　コーポ松野Ｄ号
債務者　井上　貴晴
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
埼玉県越谷市大字北川崎40番地10
債務者　石塚美栄子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野３―17―１　ハイツアーバンＢ棟101、住民票上の住所埼玉県比企郡滑川町大字月輪999番地13
債務者　小杉　一永
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１０号
埼玉県熊谷市別府２丁目205番地　マロンハイツＡ201、旧住所埼玉県熊谷市新堀157番地14　グリーンハイツＢ201
債務者　山之内裕美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１７号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目７番地46、旧住所埼玉県深谷市上野台2389番地２
債務者　新井　　稔
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３２３号
埼玉県行田市藤原町１丁目24番地42　ワールド209
債務者　柏村比呂志
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９６号
静岡県裾野市茶畑668番地、申立時の住所静岡県裾野市茶畑1271番地の４
債務者　清水　親志
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
静岡県三島市加茂33番地の18　フィエールＢ―101、前住所静岡県沼津市我入道南条寺71番地　サンライフ71・503号
債務者　森田　和子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
静岡県沼津市新沢田町15番36―305号
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
静岡県御殿場市中畑703番地の１　玉穂第４団地29
債務者　藤永　芳美
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
静岡県三島市新谷178番地
債務者　西村　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
静岡県田方郡函南町仁田93番地の６　レイ・スプリングⅡ―103、前住所静岡県田方郡函南町大土肥256番地　メゾン・フォリア函南207
債務者　木村　尚子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
静岡県伊豆の国市四日町430番地の４　サンモール新井Ａ102号
債務者　板垣　高史
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係